

1. 配偶者控除の見直し

ご主人が配偶者控除を受けられる配偶者の年収が引き上げられました。ご主人の所得から控除される金額は以下の通りです。

平成30年度より(改正後)

		奥様の年収									
		103万円以下	150万円以下	155万円以下	160万円以下	165万円以下	175万円以下	183万円以下	190万円以下	197万円以下	201万円以下
ご主人の 年収	1,120万円以下	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	1,170万円以下	38万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	1,220万円以下	38万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
	1,221万円以上	0		0	0	0	0	0	0	0	0

※ 住民税についても31年度分から改正あり

平成29年度まで(現行)

		奥様の年収									
		38万円	105万円未満	110万円未満	115万円未満	120万円未満	125万円未満	130万円未満	135万円未満	140万円未満	141万円未満
ご主人の 年収	1,220万円以下	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	1,221万円以上	38万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 社会保険料の見直し(平成28年10月より)

		奥様の年収		
		106万円未満	106万円以上	130万円以上
会社の 規模	従業員501人以上		社会保険料負担の発生	
	従業員500人以下	社会保険料負担の発生		

※将来的には従業員要件等は撤廃され、全事業所が対象となる見込み

従業員501人以上等の要件を満たす企業(特定適用事業所)にお勤めの場合は、社会保険加入の年収基準が130万円から106万円に引き下げられることにより手取り収入が減少しますが、以下の通り加入によるメリットが得られます。

将来もらえる年金が増加する	年額96,000円の負担で、年額115,800円の年金が終身増額されます。(20年間加入した場合)
傷病手当金等の給付が受けられる	ケガや出産で仕事をお休みした時に、賃金の3分の2程度の手当てを受け取ることができます。
障害時の年金が上乘せされる	加入期間中に万一障害がある状態になった場合に、「障害厚生年金」が上乘せ支給されます。